

第13期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計算書類の個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

ブティックス株式会社

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://btix.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

個別注記表（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	5～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、店舗等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更に伴う当事業年度の損益への影響は軽微であります。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,124,000株	294,100株	一株	2,418,100株

(注) 当社は、2018年4月3日に東京証券取引所マザーズに上場しました。普通株式の発行済株式総数の増加294,100株のうち262,100株は上場に伴う新株の発行によるものであり、32,000株は新株予約権の行使によるものです。

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 244,000株

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,272千円
未払費用	2,654千円
たな卸資産評価損	5千円
賞与引当金	11,486千円
固定資産減損損失	374千円
資産除去債務	2,112千円
その他	14千円

繰延税金資産小計 18,922千円

評価性引当額 一千円

繰延税金資産合計 18,922千円

繰延税金負債合計 一千円

繰延税金資産の純額 18,922千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年6ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払をできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	906,641	906,641	—
(2) 売掛金	48,637	48,637	—
資産計	955,278	955,278	—
(1) 買掛金	23,783	23,783	—
(2) 未払金	89,466	89,466	—
(3) 前受金	185,692	185,692	—
(4) 長期借入金※	61,110	60,602	507
負債計	360,052	359,545	507

※ 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
関係会社出資金	17,178
敷金及び保証金	64,718

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	906,641	—	—	—
売掛金	48,637	—	—	—

(注) 4. 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
長期借入金	29,964	21,146	6,000	4,000	—

5. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 276円17銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 34円37銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

2019年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を公正価格にて有償で発行することを決議いたしました。

(1)新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 32,000株

(3)新株予約権の発行価額

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、3,100円とする。

(4)新株予約権の総数

320個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100株）

(5)新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役 1 名 105個

当社従業員 30名 215個

上記の割当数は割当予定数であり、引受けの申込みの数が割当予定数に満たない場合には、割当数は当該申込みの数とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2022年6月1日から2024年5月31日まで

(7)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権 1 個当たり 350,900円（1 株当たり 3,509円）

(8)新株予約権の割当日

2019年6月1日

(9)新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。

ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。